

重要事項等説明書

この書面では、乗るピタ！※(時間単位型自動車保険)に関する重要事項(「契約概要」「注意喚起情報」等)についてご説明しております。**ご契約前に必ずご確認くださいうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。**

なお、ご契約者と記名被保険者が異なる場合は、必ず記名被保険者の方にもこの書面をお読みいただきますようご契約者よりお伝えください。

※「乗るピタ！」はドライバー保険に「時間単位型ドライバー保険特約」をセットした保険契約のペットネームです。

契約概要 保険商品の内容をご理解いただくための事項

注意喚起情報 ご契約に際してご契約者にとって不利益となる事項等、特にご注意ください事項

ご契約の内容は、保険種類に応じた普通保険約款・特約などによって定められています。この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳しくは「ご契約のしおり(約款)」をご確認ください。また、ご不明な点については、「よくあるご質問」(<https://faq.sompo-japan.jp/norupita/index.html>)でご確認いただくか、乗るピタ！(時間単位型自動車保険)カスタマーセンターまでお問い合わせください。

 このマークが記載された項目は、「ご契約のしおり(約款)」に記載されています。必要に応じて損保ジャパン公式ウェブサイトでご確認ください。
【公式ウェブサイト】
<https://cdms.jp/sjnk/car/index.aspx>

(注) 過去の事故の発生状況などによっては、ご契約条件について、ご契約者のご希望に沿えない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

用語のご説明

主な用語と略称のご説明は次のとおりです。その他の用語については、「ご契約のしおり(約款)」をご確認ください。

用語	内容
き 記名被保険者	運転免許証(仮免許証を除きます。)をお持ちの方1名で、乗るピタ！専用手続きサイトで借用自動車を運転される方として設定された方をいいます。
こ ご契約者 〔保険契約者〕	ご契約の当事者として、保険契約の締結や保険料のお支払いなど、保険契約上のさまざまな権利・義務を持たれる方をいいます。
ご親族	6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族のことをいいます。
し 自己負担額	保険金をお支払いする事故が生じた場合に、ご契約者または被保険者に自己負担いただく額をいいます。
借用自動車	記名被保険者がその使用について正当な権利を有する者の承諾を得て使用または管理中の自動車であって、乗るピタ！専用手続きサイトで運転する自動車として登録された次の用途車種の自動車をいいます。 ただし、「記名被保険者」、「記名被保険者の配偶者」、「記名被保険者が役員となっている法人」、「臨時被保険者またはその配偶者」※1が所有する自動車※2を除きます。 ①自家用普通乗用車 ②自家用小型乗用車 ③自家用軽四輪乗用車 ※1「時間単位型ドライバー保険の臨時被保険者に関する特約」をセットしたご契約で、かつ、その臨時被保険者が運転中の場合にかぎり、借用自動車には含めません。 ※2 所有権留保条項付売買契約により購入した自動車、および1年以上を期間とする貸借契約により借り入れた自動車を含みます。

用語	内容
は 配偶者	婚姻の相手方をいい、内縁の相手方※1および同性パートナー※2を含みます。 ※1 内縁の相手方とは、婚姻の届出をしていないために、法律上の夫婦と認められないものの、事実上婚姻関係と同様の事情にある方をいいます。 ※2 同性パートナーとは、戸籍上の性別が同一であるために、法律上の夫婦と認められないものの、婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方をいいます。 (注)内縁の相手方および同性パートナーは、婚姻の意思(同性パートナーの場合は、パートナー関係を将来にわたり継続する意思)をもち、同居により婚姻関係に準じた生活を営んでいる場合にかぎり、配偶者に含みます。
ひ 被保険者	保険契約の補償の対象になる方をいいます。
ふ 普通保険約款	ご契約いただいた保険契約の標準的なご契約内容などを定めたものをいいます。
ほ 保険金	自動車事故により損害が生じた場合などに、保険会社が被保険者または保険金請求者にお支払いする補償額のことをいいます。
保険金額	保険金をお支払いする事故が生じた場合に、保険会社がお支払いする保険金の額または限度額のことをいいます。
保険料	ご契約いただく保険契約の内容に応じて、ご契約者にお支払いいただく金銭のことをいいます。
よ 用途車種	登録番号標、車両番号標または標識番号標上の分類番号、色等に基づき損保ジャパンが定めた、自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用小型貨物車、自家用軽四輪貨物車、二輪自動車、一般原動機付自転車、特定小型原動機付自転車等の区分をいいます。 (注)ダンプ装置がある場合などは、自動車検査証などの記載内容と同一であるとはかぎりません。
り 臨時被保険者	記名被保険者の承諾を得て借用自動車を運転する方をいいます。

1. 契約締結前におけるご確認事項

(1) 商品の仕組み 図「約款とは」「乗るピタ!」の補償内容、保険料および支払方法

乗るピタ!は、記名被保険者が借用自動車を運転中に発生した事故に対して保険金をお支払いします。

①ご契約プラン 契約概要 注意喚起情報

次の3つのプランから選択します。プランは保険期間を通して同一とします。

	基本的な補償、特約	ライトプラン	基本プラン	安心プラン
相手の賠償	対人賠償責任保険	無制限	無制限	無制限
	対物賠償責任保険	無制限	無制限	無制限
	対物全損時修理差額費用特約	○	○	○
ご自身・同乗者の補償	人身傷害保険 人身傷害入通院定額給付金:10万円	×	×	3,000万円
	人身傷害死亡・後遺障害定額給付金特約	×	×	1,000万円
	搭乗者傷害特約(一時金払)	1,000万円	1,000万円	×
	自損事故傷害特約	1,500万円	1,500万円	×
お車の補償	借用自動車の車両復旧費用特約	×	300万円(自己負担額15万円)	300万円(自己負担額10万円)
	借用自動車のロードアシスタンス特約	○	○	○
	借用自動車の事故時代車費用特約	×	×	5,000円/日(30日限度)

(注)ご契約期間の初日がマイページの登録を行った日から7日以内の場合、基本プランと安心プランはご契約できません。

②補償の重複に関するご注意 注意喚起情報

「搭乗者傷害特約(一時金払)」以外の補償については、借用自動車の自動車保険や、記名被保険者または記名被保険者のご家族がご契約している自動車保険がある場合、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。

補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、乗るピタ!の補償の可否をご判断いただいたうえで、ご契約ください。

【他の自動車保険から保険金が支払われる例】

- ・記名被保険者の同居のご親族の自動車を保険に補償される運転者の範囲が設定されていないとき
- ・友人の自動車を保険に補償される場合、記名被保険者またはそのご親族の自動車保険に「他車運転特約※」がセットされているとき

※特約の補償内容等については、保険会社により異なります。詳しくはご契約の保険会社にお問い合わせください。

③記名被保険者の設定 契約概要

都道府県の公安委員会が交付する日本国内で有効な運転免許証(仮免許証を除きます。)をお持ちの方※1名で、かつ乗るピタ!専用手続きサイトで借用自動車を運転される方としてご契約された方が記名被保険者となります。

※普通自動車を運転することができる運転免許証をお持ちの方にかぎります。

④対象となる借用自動車 契約概要 注意喚起情報

記名被保険者がその使用について正当な権利を有する者の承諾を得て使用または管理中の自動車であって、乗るピタ!専用手続きサイトで、運転する自動車として登録された次の用途車種の自動車が対象となります。

- 自家用普通乗用車 ●自家用小型乗用車 ●自家用軽四輪乗用車

借用自動車を特定するために、ご契約時に借用自動車の登録番号(車両番号)を登録いただきます。ただし、次の自動車を登録することはできません。

- 次のいずれかに該当する方が所有する自動車※1
 - ・記名被保険者またはその配偶者
 - ・記名被保険者が役員となっている法人
- レンタカー※2(カーシェアリングを含みます。)
- 分類番号が8で始まる自動車
- 車検切れの自動車や一時抹消をしている自動車
- 実在しない自動車
- 運転する予定のない自動車
- 損保ジャパンが別に定める高額な自動車

(注)臨時被保険者またはその配偶者が所有する自動車は借用自動車として登録が可能です。ただし、「時間単位型ドライバー保険の臨時被保険者に関する特約」をセットした契約で、かつ、その臨時被保険者が運転中の場合は、借用自動車には含まれず補償の対象外となります。

後日、借用自動車の対象外となる自動車でご契約された事実が判明した場合は、ご契約を取り消し、保険金をお支払いできないことがあります。その場合、ご契約内容につきまして、取扱代理店または損保ジャパンからお客さまや借用自動車の所有者に対して直接確認をさせていただきますことがあります。

※1 所有する自動車には、所有権留保条項付売買契約により購入した自動車および1年以上を期間とする賃貸契約により借り入れた自動車を含みます。

※2 道路運送法(昭和26年法律第183号)第80条第1項に基づき業として有償で貸渡することの許可を受けた自家用自動車をいいます。

(2) 通信に関する事項

①通信環境 注意喚起情報

電波の安定した環境にてご契約のお手続きを行ってください。通信状況によりご契約のお手続き完了前に接続が切れてしまった場合は、ご契約のお手続きが有効に成立していない場合があります。お手続き状況をご確認いただき、未成立の場合は、最初からご契約のお手続きをやり直してください。

②パケット通信料

ご契約のお手続きを行う際に発生するパケット通信料は、お客さまのご負担となります。

③通信トラブル時の取扱代理店および損保ジャパンの責任 注意喚起情報

ご契約者、取扱代理店および損保ジャパンの責によらない通信手段、端末障害等により、インターネットでのお申込みが遅延または不能となったためにお客さまに生じた損害につきましては、取扱代理店および損保ジャパンは責任を負いません。また、通信経路での盗聴等により、保険契約情報等が漏えいしたためにお客さまに生じた損害につきましても、取扱代理店および損保ジャパンは責任を負いません。その他については日本国内の法令によります。

(3) 基本となる補償および主な付帯サービス等

「乗るピタ!」の補償内容、保険料および支払方法

①基本となる補償内容

保険金をお支払いする主な場合および保険金をお支払いすることができない主な場合は次表のとおりです。

ライト …ライトプラン
基本 …基本プラン
安心 …安心プラン

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いすることができない主な場合
相手への賠償	対人賠償責任保険 ライト 基本 安心 記名被保険者が借用自動車を運転中の事故などにより、他人を死亡させた場合やケガをさせた場合は、法律上の損害賠償責任の額から自賠責保険などによって支払われるべき金額を差し引いた額について、1回の事故につき事故の相手の方1名ごとに、保険金額を限度に保険金をお支払いします。また、示談や訴訟・裁判上の和解・調停・仲裁に要した費用^{※1}などもお支払いします。	・ご契約者、記名被保険者などの故意によって生じた損害 ・次のいずれかに該当する方の生命または身体が害された場合に、それによって記名被保険者が被った損害 ①記名被保険者のご父母、配偶者またはお子さま ②記名被保険者の業務(家事を除きます。以下同様とします。)に従事中の使用人 ・台風、洪水、高潮によって生じた損害 など
	対物賠償責任保険 ライト 基本 安心 記名被保険者が借用自動車を運転中の事故などにより他人の自動車や物を壊した場合や、借用自動車を運転中に誤って線路に立ち入ったことなどにより電車等を運行不能にさせた場合は、法律上の損害賠償責任の額について、1回の事故につき保険金額を限度に保険金をお支払いします。また、示談や訴訟・裁判上の和解・調停・仲裁に要した費用^{※1}などもお支払いします。 対物全損時修理差額費用特約 ライト 基本 安心 対物賠償保険金をお支払いする事故において、相手の自動車の修理費が時価額を超え、被保険者がその差額分を負担した場合に、実際に負担した差額分の修理費に被保険者の過失割合を乗じた額について、50万円を限度に保険金をお支払いします。	・ご契約者、記名被保険者などの故意によって生じた損害 ・次のいずれかに該当する方の所有・使用または管理する財物が滅失、破損または汚損された場合に、それによって記名被保険者が被った損害 ①記名被保険者 ②記名被保険者のご父母、配偶者またはお子さま ・台風、洪水、高潮によって生じた損害 など
ご自身・同乗者の補償	人身傷害保険 安心 借用自動車に搭乗中の方などが自動車事故^{※2}により亡くなった場合やケガをされた場合に生じる逸失利益や治療費などについて、1回の事故につき被保険者1名ごとに、保険金額を限度に保険金をお支払いします。 人身傷害入通院定額給付金 安心 借用自動車に搭乗中の方などが自動車事故によりケガをされた場合に、1回の事故につき被保険者1名ごとに定額給付金10万円をお支払いする特約です。 人身傷害死亡・後遺障害定額給付金特約 安心 借用自動車に搭乗中の方などが、自動車事故により亡くなった場合やケガをされた場合に、1回の事故につき被保険者1名ごとに定額給付金をお支払いする特約です。 搭乗者傷害特約(一時金払) ライト 基本 借用自動車に搭乗中の方が、自動車事故^{※2}により亡くなった場合やケガをされた場合に、1回の事故につき被保険者1名ごとに、死亡保険金・後遺障害保険金・医療保険金をお支払いする特約です。医療保険金は、医師の治療を要した場合に次の金額をお支払いします。 治療日数が1日から4日の場合:ケガの内容にかかわらず1万円 治療日数が5日以上の場合 :10万円^{※3} 自損事故傷害特約 ライト 基本 自損事故(電柱との衝突など)で、借用中の自動車を運転中の記名被保険者または搭乗中のご家族の方が亡くなった場合やケガをされた場合で、自賠責保険などで保険金が支払われないときに、1回の事故につき被保険者1名ごとに、所定の保険金をお支払いする特約です。	・被保険者の故意または重大な過失によってその本人に生じた傷害 ・無免許運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬・危険ドラッグなどの影響を受けた状態での運転により、その本人に生じた傷害 ・被保険者が、借用自動車の使用について、正当な権利を有する方の承諾を得ないで借用自動車に搭乗中に生じた傷害 ・被保険者の闘争行為、自殺行為、または犯罪行為によってその本人に生じた傷害 など
お車の補償	借用自動車の車両復旧費用特約 基本 安心 借用自動車を運転中^{※4}の偶然な事故による借用自動車の損害に対して、記名被保険者が負担された修理費^{※5}または再取得費用^{※6}を、300万円を限度にお支払いする特約です。 借用自動車の事故時代車費用特約 安心 「借用自動車の車両復旧費用特約」のお支払いの対象となる事故により借用自動車に損害が生じた場合に、修理などで借用自動車を使用できない期間^{※7}のレンタカー費用をお支払いする特約です。なお、1事故につき、5,000円に代車の利用日数(30日を限度とします。)を乗じた額を限度とします。	・ご契約者、記名被保険者、借用自動車の所有者などの故意または重大な過失によって生じた損害 ・盗難によって生じた損害 ・借用自動車に存在する欠陥、摩滅、腐しよく、さび、その他の自然消耗 ・故障損害 ・付属品(カーナビゲーションシステム、ETC車載器など)のうち借用自動車に定着していない物またはタイヤの単独の損害(火災を除きます。) ・法令により禁止されている改造を行った部分品に生じた損害 ・無免許運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬・危険ドラッグなどの影響を受けた状態での運転により生じた損害 など
	借用自動車のロードアシスタンス特約 ライト 基本 安心 借用自動車を運転中^{※4}の事故、故障またはトラブルにより走行不能^{※8}となった場合に、レッカーけん引費用および応急処置費用を合計で、15万円を限度に保険金をお支払いする特約です。	・ご契約者、記名被保険者、被保険者、借用自動車の所有者などの故意または重大な過失によって生じた損害 ・盗難によって生じた損害 ・雪道、ぬかるみ、砂浜などによるタイヤのスタック(空回り)やスリップなど単に走行が困難な場合に生じた損害 ・無免許運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬・危険ドラッグなどの影響を受けた状態での運転により生じた損害 など

※1 損保ジャパンの同意を得て支出された費用にかぎります。

※2 借用自動車の運行によって生じた事故や運行中の飛来中・落下中の他物との衝突などをいいます。

※3 腕や脚の骨折・切断・脳挫傷など一部の重いケガについては、その内容に応じて30万円、50万円または100万円をお支払いします。

※4 駐車または停車中を除きます。

※5 修理費が借用自動車の時価額を超えた場合であっても、実際に負担した修理費とします。

※6 再取得費用は、「修理費」「代替自動車の再取得費用」「借用自動車の時価額」のいずれか低い額となります。

※7 事故発生日などの翌日から起算して1年以内にかぎります。

※8 事故が生じた時の借用自動車の運転者が病院または診療所に救急搬送されたことにより、その運転者が借用自動車を移動させることができない状態を含みます。

②自己負担額 注意喚起情報

「借用自動車の車両復旧費用特約」は、ご契約プランにより自己負担額が設定されます。

●基本プラン・・・15万円 ●安心プラン・・・10万円

③保険金額の設定 契約概要

保険金額は、ご契約プランにより決定されます。補償内容ごとの保険金額は、乗るピタ！専用手続きサイトから確認できる「自動車保険契約内容」などの保険金額欄でご確認ください。契約プランごとの保険金額は1.(1)①ご契約プランでご確認ください。

④時間単位型ドライバー保険の臨時被保険者に関する特約 契約概要

📖「時間単位型ドライバー保険の臨時被保険者に関する特約（一般方式）」

臨時被保険者が借用自動車を運転中の事故についてもその臨時被保険者を記名被保険者とみなして保険金をお支払いすることなどを定める特約です。

(注)ご利用開始日時以降にこの特約を追加または削除することはできません。

⑤付帯サービス 📖「ロードアシスタンス利用規約」 契約概要

ロードアシスタンスのサービスメニューとして、「レッカーけん引」、「応急処置」および「燃料切れ時の給油サービス」をご利用いただけます。詳しくは、「ご契約のしおり(約款)」に記載のロードアシスタンス利用規約をご確認ください。

⑥ご契約期間および補償の開始・終了時期 契約概要 注意喚起情報

●ご契約期間

12時間単位で定めます。ただし、7日間(168時間)を限度とします。

ご契約期間には半日型と1日型があり、利用期間に応じて次のいずれかを選択します。

半日型	1日型
0.5日(12時間)	1日(24時間)
1.5日(36時間)	2日(48時間)
2.5日(60時間)	3日(72時間)
3.5日(84時間)	4日(96時間)
4.5日(108時間)	5日(120時間)
5.5日(132時間)	6日(144時間)
6.5日(156時間)	7日(168時間)

●ご利用開始日時

ご契約が成立した日時またはご契約者が指定する整数時とします。

●ご利用終了日時

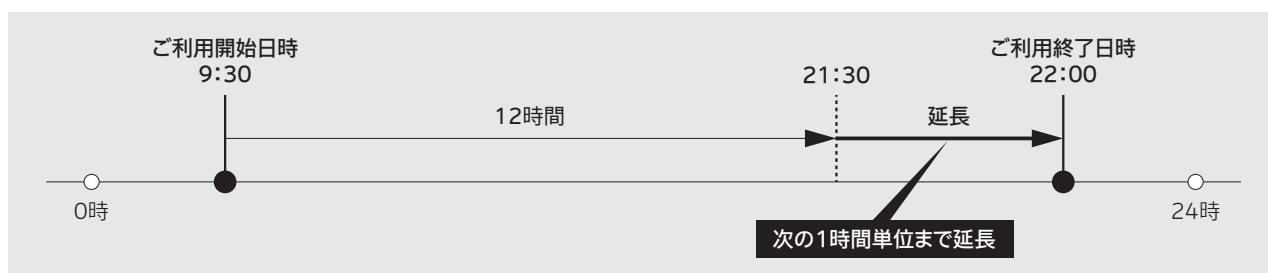
ご利用開始日時からご契約期間経過後以降の最初の整数時とします。

(注1)お申込み後にお送りする「ご契約のお手続き完了メール」にてお知らせする補償の終了日時を必ずご確認ください。

(注2)時刻は日本時間表示となります。

<ご利用終了日時の考え方>

ご契約期間を0.5日(12時間)とし、お申込み後すぐに補償を開始した場合のご利用終了日時は次のとおりです。



(例)ご契約期間とご利用開始日時・ご利用終了日時の関係

ご契約期間	ご利用開始日時	ご利用終了日時
0.5日(12時間)	1月12日 9:30	1月12日 22:00
1日(24時間)	1月12日 9:30	1月13日 10:00
3日(72時間)	1月12日 9:30	1月15日 10:00

(4) 保険料の決定の仕組みと払込方法・支払方法

📖 「乗るピタ!」の補償内容、保険料および支払方法

① 保険料の決定の仕組み

契約概要

● 基本保険料

保険料は、ご契約プランにより決定されます。お客さまの実際の保険料については、乗るピタ! 専用手続きサイトでご確認ください。各プランにおける0.5日(12時間)および1日(24時間)あたりの基本保険料は、次表のとおりです。

	ライトプラン	基本プラン	安心プラン
0.5日(12時間)	650円	2,150円	2,800円
1日(24時間)	800円	2,700円	3,500円

(例1) 安心プランで、ご契約期間が5日(120時間)の場合、保険料は次のとおりです。

安心プランの24時間あたりの基本保険料(3,500円) × 5日 = 17,500円

(例2) ライトプランで、ご契約期間が3.5日(84時間)の場合、保険料は次のとおりです。

ライトプランの24時間あたりの基本保険料(800円) × 3日 + ライトプランの12時間あたりの基本保険料(650円) = 3,050円

● 特約保険料

「時間単位型ドライバー保険の臨時被保険者に関する特約」をセットする場合は、各プランにおける基本保険料に次表の特約保険料を加算します。

	ライトプラン	基本プラン	安心プラン
0.5日(12時間)	350円	1,100円	1,400円
1日(24時間)	400円	1,350円	1,750円

② 保険料の払込方法・支払方法

契約概要

ご契約の保険料は、クレジットカードにより一括してお支払いいただきます。他の払込方法は選択できません。

(注) ご契約者、その配偶者、またはこれらのご親族名義のクレジットカードにかぎります。

(5) 満期返れい金・契約者配当金

契約概要

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

2. 契約締結時におけるご確認事項

(1) 告知義務

注意喚起情報

告知義務は、乗るピタ! 専用手続きサイトの「お申込みにあたって画面」等に掲載している次の事項となります。

- ・借用自動車の用途車種について
- ・借用自動車の所有者について
- ・借用自動車について

ご契約時にお申出いただいた内容が事実と相違している場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

(2) クーリングオフ(クーリングオフ説明書)

注意喚起情報

保険期間が1年を超えるご契約ではないため、クーリングオフの対象ではありません。

3. 契約締結後におけるご注意事項

(1) 通知義務等

注意喚起情報

通知義務はありません。

ご契約内容の変更は、ご利用開始日時までとご利用開始日以降で次のとおり、取扱いが異なります。

<ご利用開始日時まで>

乗るピタ! 専用手続きサイトでご契約を取り消し、新たにご契約のお手続きが必要となります。

<ご利用開始日以降>

- ・ご契約期間の延長は、乗るピタ! 専用手続きサイトで新たにご契約のお手続きが必要となります。
- ・ご契約期間の短縮^{*}は、乗るピタ! 専用手続きサイトでお手続きが必要となります。
- ・その他ご契約内容の変更は原則できません。

※ご契約期間の短縮は次の期限までに行う必要があります。

短縮後のご契約期間	期 限
半日型	短縮後の保険契約のご利用終了日時から12時間を遡及した日時まで
1日型	短縮後の保険契約のご利用終了日時まで

(2) 返還保険料等

契約概要

注意喚起情報

- ・ご契約を取り消した場合、返還保険料はご契約時の保険料全額となります。
- ・ご契約期間を短縮した場合、返還保険料は短縮前と短縮後の差額となります。

4. その他ご留意いただきたいこと

(1) 保険会社破綻時等の取扱い

注意喚起情報

引受保険会社が経営破綻した場合等には、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されることや、金額が削減されることがあります。

ただし、この保険は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・返れい金などの8割まで（ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額）が補償されます。

(2) 個人情報の取扱いに関する事項

注意喚起情報

損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、保険引受け・支払いの判断、本契約の履行、付帯サービスの提供、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、アンケートの実施等を行うこと（以下、「当社業務」と言います。）に利用します。また、次の①から④まで、当社業務上必要とする範囲で、取得・利用・提供または登録を行います。

①損保ジャパンが、当社業務のために、業務委託先（保険代理店を含みます。）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等に提供を行い、またはこれらの者から提供を受けることがあります。なお、これらの者には外国にある事業者等を含みます。

②損保ジャパンが、保険制度の健全な運営のために、一般社団法人日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、他の損害保険会社等に提供もしくは登録を行い、またはこれらの者から提供を受けることがあります。

③損保ジャパンが、再保険契約の締結や再保険金等の受領のために、国内外の再保険会社等に提供を行うこと（再保険会社等から他の再保険会社等への提供を含みます。）があります。

④損保ジャパンが、国内外のグループ会社や提携先会社に提供を行い、その会社が取り扱う商品・サービスの案内・提供およびその判断等に利用することがあります。

なお、保健医療等のセンシティブ情報（人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪被害事実等の要配慮個人情報を含みます。）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

損保ジャパンの個人情報の取扱いに関する詳細（国外在住者の個人情報を含みます。）、グループ会社や提携先会社等については損保ジャパン公式ウェブサイト（<https://www.sompo-japan.co.jp/>）をご確認ください。

(3) 取扱代理店の権限

注意喚起情報

取扱代理店は、損保ジャパンとの委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の交付、契約の管理業務などの代理業務を行っています。したがって、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、損保ジャパンと直接契約されたものとなります。

(4) 加入手続きについて

乗るピタ！専用手続きサイトを經由してのお申込みとなります。

(5) 重大事由による解除

注意喚起情報

次に該当する場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

- ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金を支払わせることを目的として損害または費用を生じさせた場合
- ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合

など

5. 事故が起こった場合

📖 「事故が起こった場合」

事故が起こった場合は、損害保険ジャパンにご連絡ください。また、保険金の請求を行うときは、保険金請求書に加え、普通保険約款・特約に定める書類のほか所定の書類をご提出いただく場合があります。

📖 のマークに記載の項目、または「苦情・ご相談窓口」など、この書面に記載のない項目については、「ご契約のしおり（約款）」をご確認ください。

事故が起こった場合または故障・トラブルにより走行不能となった場合は、下記サポートセンターまでご連絡ください。

【乗るピタ！専用窓口：事故・故障サポートセンター】

0120-232-070

＜営業時間＞24時間365日

商品やご契約内容の変更に関するお問い合わせは、下記カスタマーセンターまでお問い合わせください。

【乗るピタ！（時間単位型自動車保険）カスタマーセンター】

0120-220-653

平日・土日祝日：午前9時～午後5時（12月31日～1月3日は休業）

【公式ウェブサイト】https://www.sompo-japan.co.jp/contact/contact_01/norupita/

保険会社との間で問題を解決できない場合

＜指定紛争解決機関＞

注意喚起情報

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

【窓口：一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター】



0570-022808 ＜通話料有料＞

＜受付時間＞平日：午前9時15分～午後5時（土・日・祝日・年末年始は、休業）

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。

（<https://www.sonpo.or.jp/>）